

平成 28 年 11 月

受益者の皆様へ

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド

ニッポン・オフショア・ファンズ
ファンド名称の変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、平素は弊社の外国投資信託に対し、格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、受益者の皆様にご投資頂いております下記の外国投資信託につきまして、本年 11 月 30 日に、ファンドの英文・和文名称において、「BNY Mellon」および「BNYメロン」の部分「TM」に変更することとなりましたので、ご連絡させていただきます。

対象ファンド

変更前の名称	変更後の名称
BNYメロン新興国社債ファンド BNY Mellon Emerging Corporate Bond Fund	TM新興国社債ファンド TM Emerging Corporate Bond Fund
BNYメロン新興国社債ファンド・円ヘッジ BNY Mellon Emerging Corporate Bond Fund (JPY Hedged Units)	TM新興国社債ファンド・円ヘッジ TM Emerging Corporate Bond Fund (JPY Hedged Units)

なお、今回の変更は、米国の規制であるボルカー・ルールに基づくファンド名称の変更であり、ファンドの運用方針、運用プロセス、運用体制等につきましては、一切の変更はございません。

本件につきまして、ご不明な点やご質問がございましたら、販売会社の営業担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

※ボルカー・ルールとは、米国において 2010 年 7 月に制定されたドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法の規則の一つであり、銀行等が一定のボルカー・ルール対象ファンドに対して、投資額の制限や一定の取引の禁止等を含む制約を受けるものです。

ファンドはボルカー・ルール適用対象であり、ファンド名称に BNY メロン・グループの名称を付すことが禁止されています。

敬具